

平成25年12月19日宣告 裁判所書記官 荻 住 か る よ

平成24年刑(わ)第2552号, 同第2745号, 平成25年刑(わ)第135号, 同第475号, 同年合(わ)第31号

判 決

本籍

住居

職業

石 元 太 一

昭和56年12月13日生

上記の者に対する建造物侵入, 傷害致死, 凶器準備集合, 詐欺被告事件について, 当裁判所は, 検察官上保由樹, 同久富木大輔, 弁護士藤本勝也(主任)及び同桑原真理各出席の上審理し, 次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役11年に処する。

未決勾留日数中240日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

部分判決の(罪となるべき事実)に加え, 新たに認定した罪となるべき事実は, 以下のとおり。

被告人は, 暴走族の集合体である元関東連合の構成員であり, 千歳台ブラックエンペラーの元総長, 見立真一も同様, 元関東連合の構成員であり, 永福町ブラックエンペラーの元総長であるところ, 見立は被告人の3学年上であって, 先輩後輩間で厳しい上命下服関係があった。被告人は, 平成24年9月2日, 東京都

港区六本木 [redacted] 「スタジオフラワー」店内で客として飲食していた [redacted] 被害者 が被告人らと対立する人物である可能性が高いと考え、その情報を見立真一らに伝えた。

被告人は、

- 第1 前記見立らと共同して、前記飲食客の生命、身体等に危害を加える目的で、平成24年9月2日午前3時40分頃、前記ビル付近路上において、前記見立らと共に、金属バット等の凶器を準備して集合し
- 第2 前記飲食客に暴行を加えようと考え、前記見立らと共謀の上、同日午前3時43分頃、その目的で、前記見立らにおいて株式会社 [redacted] [redacted] が看守する前記「スタジオフラワー」西側出入口から金属バット等を携えて侵入したが、前記見立らは、同店内において、前記飲食客が被告人らと対立する人物であると誤信し、その頭部、顔面等を前記金属バット等で多数回殴打するなどの暴行を加え、よって、同日午前5時5分頃、同区 [redacted] [redacted] 病院において、同人を顔面、頭部、頭蓋骨損傷に伴う失血により死亡させた。

(証拠の標目)

※ 括弧内の番号は証拠等関係カードにおける番号は検察官請求証拠の番号を示す。

- ・被告人の当公判廷における供述
- ・証人 [redacted] 同 [redacted]、同小池幹士、同百井茂、同國田正春の当公判廷における各供述
- ・証拠品写真撮影報告書謄本 (甲3)
- ・統合捜査報告書9通 (甲93、94 (不同意部分を除く。)、95 (謄本)、99、100、102ないし105 (謄本))
- ・捜査報告書2通 (甲101、114)

- ・押収してあるライトの持ち手部分1本（平成25年押第178号符号2）（甲96），押収してあるライト1本（平成25年押第178号符号3）（甲97）
- ・押収してあるガラス瓶片4片（平成25年押第178号符号1）（甲98）

（新たに認定した事実に関する補足説明）

1 被告人は、凶器の存在は知らなかったし共謀に加わったこともないと述べ、弁護人もこれに沿い、判示第1の事実について、凶器の認識がなく、集合もしていないから無罪であり、判示第2の事実について、共謀がないから無罪であると主張するので、判示各事実を認定した理由を以下に補足して説明する。

2 判示第2の事実（建造物侵入、傷害致死の共同正犯）について

（1） まず、見立真一（以下、「見立」という。）、佐藤幹士こと小池幹士（以下、「小池」という。）、國田正春（以下、「國田」という。）、百井茂（以下、「百井」という。）ほか5名の者（以下、「実行犯ら」という。）が金属バット等を所持して「スタジオフラワー」（以下、「フラワー」という。）店内に侵入し、被害者に対し、判示第2の事実記載の犯行に及んだことは明らかである。

（2） そして、被告人は、上記実行犯らと共謀共同正犯の関係にあると認められる。その理由は以下のとおりである。

ア 被告人及び実行犯らは先輩後輩の上下関係が厳しい元暴走族及びその周辺者らで構成されている集団であること

被告人及び実行犯らは、暴走族の集合体である関東連合の元構成員及びその周辺者らで構成されている。関東連合元構成員としては、被告人及び見立のほか、暴走族永福町ブラックエンペラー元構成員で見立の同級生である小池及び國田、暴走族宮前愚連隊元構成員で見立らより4学年下である百井がおり、その余の実行犯及びそれ以外にロア六本木共同ビル（以下、

「ロアビル」という。)付近路上に集まった者らは、いずれも百井の地元の後輩や友人であり(以下、以上の者らを「犯行グループ」という。),本件犯行グループは、先輩後輩の上下関係が厳しい上命下服の集団である。そして、こうした関係の中で、被告人や百井が、先輩である見立の命令に従うのは当然の前提とされていた。

イ 関東連合とKグループとの間には長年にわたる殺傷事件をからんだ抗争があり、被告人もこれを知悉していたこと

・関東連合とKグループ [REDACTED]

K弟」という。)を中心とする暴走族グループ)は平成10年頃より抗争関係にあり、被告人自身も、平成18年頃、K弟に仲間の連絡先を登録した携帯電話を取られるなどした。平成20年3月頃、関東連合関係者のXがKグループのメンバーを殴り倒したところ、数日後にそのX [REDACTED]が見立の誕生日会の帰りにバット様の鈍器で十数名から暴行を受けて死亡するという事件が起き、関東連合のメンバーはこれをKグループが報復として行ったものと考えて、以来K兄弟の所在を探していた。そして、これを最も探していたのは見立であった。

ウ 被告人が、見立の命令を受けてフラワー従業員に対し、K兄弟の情報収集を依頼したこと

被告人は、平成24年8月末頃、見立より、被告人がよく通っていたフラワーにK弟らしき人物(実際はK弟ではなく被害者であった。)が来たらしいとの情報を得て、フラワー従業員にK弟の特徴を伝え、次に来店したら連絡をするよう依頼した。

エ 被告人が、フラワー従業員からの連絡を受けて、見立及び百井に対し、K弟らしき人物が来たとの情報を伝達したこと

同年9月2日、再び被害者が来店したため、午前1時27分頃、フラワー従業員は被告人に電話をかけてその旨を伝えた。当時自宅にいた被告人は、見立に知らせようとして電話をかけたが繋がらなかったため、六本木で知人の誕生会を行っていた百井に電話をかけ、折り返し被告人に電話をかけた百井に対し、**K**弟らしき人物がフラワーにいる旨を伝えた。そして、百井はその情報を見立に連絡した。

オ 被告人が、フラワー店内の人物の確認のための偵察部隊の便宜を図り、その後も**K**弟らしき人物の動向を探ったこと

上記被告人と百井との電話で、その場にいた後輩らにフラワーまで**K**弟らしき人物を確認に行かせることとなったが、被告人は、フラワー従業員に電話をかけ、後輩らが確認に行くので案内してほしい旨依頼し、フラワー従業員は、偵察に来た数人のうちの**K城**（以下、**K城**という。）を被害者の隣のボックス席に案内した。また、被告人は、同日午前2時30分頃、フラワー従業員に電話をかけ、被害者がまだ店にいて帰る様子がないことを確認した。

カ 被告人が、その後、ロアビル横に到着した際、見立、百井ほか複数の者が現場に集合していることを知ったこと

被告人が同日午前3時15分頃、ロアビル東側路上に到着した際、黒色アルファードに数秒間乗車したが、百井から見立がキャデラック内にいると聞き、キャデラック内に移動した。

この時点で、被告人は、ロアビル東側路上には、被告人と同じキャデラックに乗車する見立、國田及び**A**、一度乗車した黒色アルファードに乗車する百井、岡崎及び**Y**と、ロアビル東側路上に来るところを目撃した小池に加え、百井が偵察に行かせた後輩らが付近にいるであろうことは認

識していたと認められる。そして、目標としている人物が K 弟であること、これまでの関東連合と K グループとの抗争の歴史などから、被告人は、こうしたロアビル東側路上に集合した者らは金属バットなど何らかの凶器を準備していることは推測していたと認められる。

キ 被告人が見立との会話の中で見立が K 弟らしき人物を連れ出すと決断したことを聞き、見立が集団で暴力をふるってでも K 弟らしき人物を連れ出す意図を知りながら、これに協力したこと

その後被告人はキャデラック内で見立がフラワー店内に入って K 弟らしき人物を連れ出すと決めたことを聞いた。この段階で、被告人は、これまでの K グループとの抗争状況、K らしき人物が複数でフラワーに来店していること、ロアビル東側路上には百井ら複数のメンバーが集まっていたことから、見立が、集団で暴力をふるってでも K 弟らしき人物を連れ出そうとしていることを知った。

そして、被告人は、見立の指示を受け、同日午前3時37分頃、フラワー従業員に電話をかけ、K 弟らしき人物を連れ出したい旨伝えた。

ク 被告人が、実行犯らが金属バット等を所持してフラワー店内に向かうのを目撃したこと

そして、同日午前3時40分ころ、見立の合図をきっかけに実行犯らが続々と車から降り、それぞれ金属バット等の凶器を持ってフラワー店内に向かったが、被告人が乗車していたキャデラックは、実行犯がフラワー店内に向かった後もしばらく同所で待機しており、被告人は、実行犯らがフラワー店内に向かう様子を目撃していたと認められる。

なお、被告人は、小池に見つからないように車内で浅く腰掛け姿勢を低くして外を見ていなかったため凶器は見えていない旨供述する。しかし、そ

の際の体勢について捜査段階では下を向いていたとして明らかに供述が変更しており、姿勢を低くしていたという被告人の供述は信用できない。

ケ 被告人が、本件犯行後も、見立の指示を受けてフラワー店内や警察に電話をかけて情報収集するとともに、本件犯行が関東連合と関係がない旨の偽装工作をしたこと

被告人は、同日午前3時52分頃、見立から電話で「**K**じゃなかったっぽい。」「何か話入ったら教えてよ。」などと言われ、同54分頃、状況を確認しようとフラワー従業員に電話をかけ、関東連合とは別の暴走族グループである「が間違えてやったっぽい。」などと伝え、同57分頃、見立に電話をかけて従業員との話について報告した。さらに、同日午前4時27分頃、麻布署の知り合いの警察官に電話をかけ、本件犯行は関東連合とは関係ないと思う旨の会話をしている。

(3) 以上のとおり、被告人は、関東連合と**K**グループとの抗争の中で、見立に協力して**K**兄弟の動向に関する情報収集を手伝い、ロアビル東側路上に行き、犯行グループの集合状況を認識し、さらに見立との会話の中で見立が暴力をふるってでも**K**弟らしき人物を連れ出すと認識しながらフラワー従業員に電話をしてこれに協力し、犯行後の情報隠蔽工作まで行っているから、被告人が、見立を筆頭とする実行犯らとの間で判示第2の犯行を共同で実行する意思を通じ合っていたことは明らかであり、また、被告人が果たした役割の重要性を考慮すると、被告人は共謀共同正犯として責任を負うと考えるのが相当である。

(4) これに対し、弁護人は、被告人は見立からフラワー店内に入らないことについて了解を得て、実際に店内に入らなかったから、被告人は共謀関係に入っていない旨主張する。しかし、上記事実関係によれば、被告人

が共謀関係に入っていたことは明らかであって、被告人が店内に入らなかったという事情は共謀の成立を妨げるものではない。

よって、被告人に建造物侵入、傷害致死の共同正犯が成立する。

### 3 判示第1の事実（凶器準備集合）について

前記2（2）カ認定のように、被告人は、ロアビル周辺に集まった犯行グループが金属バット等の凶器を準備しているであろうことを認識していたと認められる。かかる認識のもと、前述のように、**K** 弟らしき人物を共同して加害する目的を持ってロアビル東側路上で待機し、同日午前3時40分頃、実行役らが金属バット等の凶器を持ってフラワーに向かう状況をキャデラック車内から目撃して認識したのであるから、被告人は、共同加害目的で凶器を準備して集合したと認められる。

よって、被告人には凶器準備集合罪が成立する。

#### （法令の適用）

被告人の部分判決判示第1ないし第5の各所為の罰条の適用については、部分判決の（罰条の適用等）のとおりであるからこれにより、新たな判示第1の所為は刑法208条の3第1項に、新たな判示第2の所為のうち、建造物侵入の点は同法60条、130条前段に、傷害致死の点は同法60条、205条にそれぞれ該当するが、新たな判示第2の建造物侵入と傷害致死との間には手段結果の関係があるので、同法54条1項後段、10条により1罪として重い傷害致死罪の刑で処断することとし、新たな判示第1の罪について所定刑中懲役刑を選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により最も重い新たな判示第2の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役11年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中240日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないことと



する。

(量刑の理由)

- 1 (1) まず、建造物侵入、傷害致死、凶器準備集合事件について、最も重視する事情は、犯行グループが引き起こした事件の危険性である。

本件は、関東連合元構成員及びその周辺者らからなる犯行グループが、金属バット等を凶器として準備して繁華街の路上に集合し、そのうちの実行犯らが被害者が飲食していたクラブに侵入し、金属バット等を用いて、集団で、無抵抗の被害者に対し、有無を言わず、顔面や頭部といった人体の重要な部分に集中して、粉碎骨折を含む多数の骨折や脳への多大な損傷を与えるほどの強度の暴行を加えた事件であり、組織的かつ計画的で、生命への危険性が極めて高く、卓劣で、非常に残忍な行為である。

しかも、被害者は、全くの人違いで襲われているのである。被害者は被告人らのグループとは無関係の一市民であり、全く落ち度がないにもかかわらず、理不尽にも命を失ったもので、被害者の無念は察するに余りある。遺族の悲しみ、憤りが激しく、厳罰を望んでいることも当然である。

- (2) 次に、その中で被告人が果たした役割を検討すると、前述のように、被告人は、**K**弟らしき人物の情報を入手して犯行グループに伝えるというまさに本件の引き金となる役割を担った上、その後もフラワー従業員と連絡をとるなどしていわば情報収集役を担っており、非常に重要な役割を果たしていることは明らかである。

しかしながら、他方、検察官は、被告人の果たした役割について、「自らの目的達成のため、百井らを利用。見立を焚きつけ、百井らを操り、もっとも事件発生に影響を与えた張本人」であると指弾するが、当裁判所は、被告人の果たした役割をそこまでの黒幕と位置づけることはできない。

まず、検察官はK弟から被告人が暴行を受けた事件の怨恨を晴らすことも動機であったと主張し、証人S木を申請していたが、同人は当公判廷においてK弟とともに被告人を殴った旨述べるものの、その後警察署の浴場で被告人と出会っても被告人だと認識することができなかった者であり、その証言内容自体あやふやで信用できない。そして、同事件が相当以前の時期に発生していることからして、本件の動機になったとまでは認められず、被告人が、個人的な怨恨を晴らすために本件犯行に関与したとはいえない。本件犯行はあくまでも関東連合とKグループとの抗争の一環であって、被告人はこれに協力したと考えるのが相当である。

また、検察官は、被告人が、キャデラック内で見立、國田に対し、Kに間違いないんじゃないかと述べた旨主張し、証人國田もこれと同様の供述をしている。たしかに、この発言が事実であるとする、被告人が見立を焚きつけたかのような印象を与えることは間違いないところである。しかしながら、國田の証言において、被告人が述べたとする内容は、「顔を知っている奴を見に行かせたから間違いないんじゃないか」というものであり、これは、偵察に行ったK城がそもそもK弟の顔を知らず、K弟であると確認できなかったという百井及びK城の供述と明らかに矛盾している。見立は、百井からも偵察の状況を聞いているはずであるから、被告人が、國田の供述するように、あえて虚偽の事実を報告すると考えるにはなお合理的な疑問が残る。國田の上記証言は信用できない。

そもそも、関係各証拠によると、百井は被告人からの情報を得て偵察部隊を派遣した後、自らもロアビル横に到着（午前2時32分）し、その後被告人と電話をしている（午前2時44分）。見立も百井からの情報を得てロアビルに向かい、同所に到着（午前3時04分）する3分前に被告人と電話をしている

(午前3時01分)。にもかかわらず、両名とも、同人らがロアビルに到着し、またはロアビルに向かっていることを被告人に伝えていない。また、見立は被告人にロアビル横に来るように伝えてもいない。被告人が見立及び百井がロアビル横にいることを知ったのはタクシーで自宅を出て(午前3時8分)、タクシー内で友人と会話をして知ったのが初めてである(弁12)。そして、キャデラック内で見立がフラワー店内に入ってK弟らしき人物を連れ出すと言った際に、被告人がこれに参加しないことを見立があっさり許可しているという事実も考慮して考えると、見立としては、この段階で、同期である小池、國田に加え、百井を筆頭とするグループによりK弟らしき人物に対して行動を起こすことを考えており、被告人に対しては、フラワー従業員との連絡以上のことを期待していなかった、と考えるのが自然である。

そうすると、本件の首謀者はあくまで見立であり、犯行に向けた人集めや変装用具の準備といった具体的な行動は、見立及び見立の指示を受けた百井が中心となって行っていたものであり、被告人の関与が積極的とはいっても、検察官が主張するように被告人が見立及び百井の背後を操っているとまで評価するのは言い過ぎである。被告人の関与の程度はそのレベルにとどまるとみるのが相当である。

そして、本件は、被害者と同席していた人物が実行犯らの方向に歩いてきたのを、見立が殴ったことをきっかけとして、百井らが被害者を本当にK弟であると思ひ込み、同人に集中的かつ強度の暴行を加えて死亡させたもので、いわば突発的出来事をきっかけに怒濤のように実行した事件である。しかし、被告人自身はこの状況を目の当たりにして、現場で協力している訳ではない。被告人は、たしかに、K弟らしき人物に対し、金属バット等を利用した暴行事件に発展する可能性は考えていたとは認められるが、本件のように、突発的に

これほどまで過激な死亡事件が起こると具体的に予測していたとは認められない。

したがって、被告人の行為はそれなりに重要であるものの、現実に被害者に対して暴行に及んだ共犯者を超える責任があるとは認められない。

(3) そうすると、傷害致死等事件に関する被告人の責任は、被害者1名の同種事例の中でも重い部類に属するものの、本件において被告人の果たした役割を考慮し、上記のような共犯者との刑事責任の比較に照らすと、その負うべき責任は相応のものにとどまるというべきである。

2 次に、詐欺事件について、会社を設立して組織的に詐欺を行い、社長として組織を統轄して日々業務報告を受け、多額の利益を取得しており責任は重いが、被害者らと示談が成立していることは相応に考慮すべきである。

3 以上の事情を踏まえ、被告人を主文の刑に処するのが相当と判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役22年)

裁判員6名とともに審理し、評議を尽くした結論は上記のとおりである。

平成25年12月19日

東京地方裁判所刑事第18部

裁判長裁判官 鬼澤友直

裁判官 林 欣寛

裁判官 山田明香

これは謄本である。

同日同庁  
裁判所書記官

お住かると

